

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 7 月 定 例 会 ——

平成29年7月20日（木）

平成29年7月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 平成29年7月20日（木） 午後2時00分～午後3時20分

開催場所 505会議室

出席委員 古川正之 教育長  
森井良子 教育長職務代理者  
山田大輔 委員  
高槻成紀 委員  
三町章 委員

説明のための出席者 有川知樹 教育部長  
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長  
松原悦子 地域学習担当部長  
余語聡 教育総務課長  
坂本伸之 学務課長  
荒木忍 教育施策推進担当課長  
相澤良子 地域学習支援課長  
照井幸枝 中央公民館長  
湯沢瑞彦 中央図書館長  
石野義史 教育総務課長補佐  
星野賢二 学務課長補佐  
関口優一 学校給食センター所長  
本橋義浩 指導課長補佐  
中村和哉 指導主事  
窪田隆徳 指導主事  
小影俊一 指導主事

書記 宮崎淳 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主事  
傍聴者 4名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会7月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（6）及び議案第20号から第22号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

### ○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### （事務局報告事項）

### ○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

（1）平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について。説明をお願いいたします。

### ○出町教育指導担当部長

事務局報告事項（1）平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。

この調査は、文部科学省が毎年実施し、本市につきましても、東京都教育委員会を通して、状況を報告したものでございます。

それでは、資料に従いましてご説明いたします。表の中の括弧の数値は、平成27年度の確定数値でございます。

はじめに、大きなI、暴力行為の発生状況の総括表です。中央部分の発生件数を見ますと、小学校では1件、中学校では5件、合計6件発生いたしました。

以下の1から4の表が内訳でございます。

1の対教師暴力の状況でございますが、小学校・中学校ともに0件ございました。

2の生徒間暴力の状況でございますが、この件数は、生徒同士がけんかになり、双方が相手を殴った場合や一方的に暴行を加えた場合の数値となります。小学校では1校1件、中学校では4校4件ございました。

3の対人暴力の状況でございますが、小学校、中学校ともに0件ございました。

次に、4の器物損壊の状況ですが、中学校で、1校1件発生いたしました。

暴力行為全体といたしましては、平成27年度と比較して、本年度の件数は、小学校では1件減少し、中学校では6件減少しております。今後も、道徳の授業をはじめ、教育活動全体を通じて、人権教育や自尊感情を高める教育、自他を大切にす教育の充実を図りながら、さらに、生活指導面での指導を徹底してまいります。

次に、大きなⅡ、いじめの状況でございます。

1のいじめを認知した学校数、認知件数でございますが、認知した学校数は、小学校で19校、中学校で8校、認知件数は小学校247件、中学校111件、合計で358件でございます。

2のいじめの現在の状況についてですが、平成28年度は、358件中、小学校では235件、中学校では110件、合計345件が解消いたしました。解消率は、小学校がおおむね95.1%となり、前年度と比べ5.5ポイント増加しました。

また、中学校ではおおむね99.1%となっており、前年度と比べ2.4ポイント増加しました。

3のいじめ発見のきっかけについては、「アンケート調査など学校の取組により発見」の144件、「本人からの訴え」の96件が多く占めております。特に小学校では、「アンケート調査など学校の取組により発見」が19件から89件に増加しております。

4のいじめられた児童生徒の相談状況についてですが、複数回答による集計ですが、平成27年度同様、「学級担任に相談」が最も多く、合計で317件ございました。また、平成27年度と比較して、中学校においては養護教諭、スクールカウンセラー、友人に相談した件数がそれぞれ増加していることや、「誰にも相談していない」が減少していることから、困ったときには一人で抱え込まず、信頼できる大人や友人に相談しようとする意識が児童・生徒に高まっている傾向となっております。

5のいじめの態様でございますが、複数回答による集計ですが、「冷やかしかからかい悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く、合計で287件ございました。

平成27年度と比較して、特に小学校において、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」や「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」などが増加しており、いじめの態様が多様化していると言えます。

6の学校におけるいじめの問題に対する日常の取組についてです。学校では、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ対策委員会を設置し、学級担任だけでなく、スクールカウンセラーや養護教諭など、組織的にいじめ防止に取り組んでおります。全ての小・中学校でいじめ問題について、教職員間で共通理解を図ったり道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げたりしながら、指導を行っております。

指導課では、平成27年度から小平市いじめ問題対策連絡協議会及び小平市教育委員会いじめ問題対策委員会をそれぞれ年間2回ずつ開き、さまざまな立場の皆様からいじめの未然防止や対応についてご意見をいただきました。また、いじめ・体罰に関するホットラインメールの対応、ふれあい月間における教育相談室の土曜日電話相談の開設なども継続して行いました。

今後も、家庭や地域と一体となって、積極的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

最後に、大きなⅢ、長期欠席の状況等についてでございます。

掲載した調査結果は、平成28年度内に年間30日以上欠席した不登校児童・生徒の人数を集計したものでございます。

不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは、登校したくてもできない状況にあることをいいます。ただし、病気や経済的理由などによるものは除いております。

2の学年別内訳をご覧ください。小学校は、不登校児童の総数が49人となり、前年度と比べて4人減少いたしました。中学校は139人となり、前年度と比べて12人増加いたしました。

不登校児童・生徒の出現率でございますが、小学校では、おおむね0.53%となり、前年度と比べ0.05ポイント減少いたしました。

また、中学校では、おおむね3.43%となり、前年度と比べ0.32ポイント増加いたしました。

次に、3の不登校児童生徒の指導結果状況ですが、小学校では、指導の結果、登校する、またはできるようになった児童は、49人中16人で、32.7%の児童が学校に復帰いたしました。

また、中学校では、139人中21人と、15.1%の生徒が学校に復帰いたしました。不登校につきましては、各学校において、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、養護教諭など、組織的にきめ細かい対応を今後も取り組んでまいります。

また、指導課では、不登校対応に関する教職員研修の充実や、教育相談室の教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的な知見の活用、あゆみ教室を中心とした関係機関との連携など、不登校対応に関する支援を今後も引き続き進めてまいります。

## ○古川教育長

次に、(2)小平市立小学校教科用図書審議委員会報告について。説明をお願いいたします。

## ○出町教育指導担当部長

事務局報告事項(2)小平市立小学校教科用図書審議委員会報告について報告いたします。資料No.2をご覧ください。

本報告書は、小学校の「特別の教科道徳」の教科書採択に当たり、小平市立小学校教科用図書審議委員会から調査・研究結果が提出されたものでございます。

審議委員会は、学識経験者、保護者代表、及び学校関係者により構成されており、平成29年度小平市立小学校教科用図書採択要領に基づき設置し、その後、小平市立小学校教科用図書調査部会による専門的な調査・研究、学校からの調査・研究及び市民の意見などを踏まえて協議を行い、資料No.2のとおり報告に至ったものでございます。

本報告書は、小平市立小学校教科用図書調査部会及び各学校の調査研究報告、並びに市内6か

所の市立図書館における市民の方々からのアンケートをもとに、発行者ごとに内容、構成上の工夫につきまして、それぞれ工夫されている点、工夫を要する点について協議し、その結果をまとめたものでございます。

また、総合的な所見の欄には、各教科用図書の特徴について総括的な見解が述べられています。

本報告書は、各教科用図書について、児童の興味関心を喚起するものであるか、発達の段階に即した内容であるか、児童にとってわかりやすく見やすい表記・表現になっているかなど、学習者である児童の立場に立った分析が中心となっています。

また、教科教育的な面から、内容や、構成・配列の適切さについての専門的な分析もなされており、採択について、ご審議いただく上での資料となるものでございます。

#### ○古川教育長

次に、（３）寄附の受領について。ご説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

事務局報告事項（３）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

1は、金10万円を小平市上下水道工事店会様より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

#### ○古川教育長

次に、（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

事務局報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.4のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

#### ○余語教育総務課長

本日、報告いたしますのは14件でございます。うち、新規申請は2件でございます。

受付番号（26）視覚障がい者理解・見守り体験学習は、ガイドヘルプボランティア「あい」が主催する事業で、ガイドヘルプ体験、アイマスク体験、視覚障がい者との交流などを行う事業でございます。

受付番号（27）親子で参加できるワークショップ&講座は、一般財団法人言語交流研究所ヒップファミリークラブが主催する事業で、国際理解、多文化共生、コミュニケーションなどについてのワークショップや講座を行う事業でございます。

そのほかの12件は、いずれも例年もしくは過去に承認しているものでございます。

## ○古川教育長

次に、（５）事故報告Ⅰ（６月分）について、説明をお願いいたします。

## ○出町教育指導担当部長

事務局報告事項（５）事故報告Ⅰ（６月分）についてを報告いたします。

６月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料№.５のとおりでございます。詳細につきまして、ご説明いたします。

今月ご報告する交通事故は、小学校管理下で１件、小学校管理外で２件でございます。中段をご覧ください。一般事故は、小学校管理下で２件、中学校は、管理下で６件でございます。今月の事故報告件数は、昨年度同時期と比べ、交通事故は０件から３件へ、一般事故は４件から８件へと増加しております。

それでは、小学校の管理下での交通事故①と中学校の一般事故、授業中の事故④について、ご報告いたします。

まず、小学校の交通事故①、登校中に自転車と接触した事故です。６月１４日水曜日、午前８時過ぎ、小学校１年生女子児童は、登校中に道路の反対側の歩道から友達に呼ばれたため、後方を確認せずに友達のもとに行こうと道路を横切ろうとしました。その際、当該児童の後方から走行してきた自転車と接触し、道路上に転倒してしまいました。

事故を目撃した住民が救急車を要請し、到着した救急隊より学校に連絡がありました。学校は当該児童の保護者に電話連絡をするるとともに副校長が事故現場に向かいました。当該児童の意識ははっきりしており、頭部や腹部等は打った形跡はございませんでした。膝の傷があったので、そのまま保護者と一緒に救急車で病院へ搬送しました。

診察の結果、頭部や腹部等に異常はなく、膝と肘のすり傷の処置をいたしました。学校では、給食の時間に放送にて、全校児童に改めて登下校時の歩き方について指導するとともに各学級においても担任から指導を行いました。

なお、当該児童は、翌日には元気に登校したとの報告を得ております。

次に、中学校一般事故、授業中の事故④です。６月１３日火曜日、午前９時ごろ、体育館にて３年生男子生徒が、体育の授業で体づくり運動の一環としておんぶリレーを行っておりました。当該生徒は、ほかの生徒をおぶり走り出したところ、左足がつまずき、左膝を体育館床面に強くぶつけてしまいました。保健室にて様子を見ましたが、左膝が曲げられない状況であり、ショック症状も出てきたため救急車を要請し、病院へ搬送しました。

診察の結果、左下半月板損傷の疑いと診断され、当日は松葉づえをつけて帰宅をしました。当該生徒は、翌日には通常どおり登校して、何回かの通院を経て１週間後には部活動にも参加しているとの報告を得ております。

学校が体づくり運動等十分に安全配慮を行うよう共通理解をはかったと報告を受けております。

## ○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

## ○三町委員

事務局報告事項（１）平成２８年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、確認ですけれども、「暴力行為の発生状況」の総括表で挙がってきている数字は、教育委員会で報告された内容ということで、よろしいのでしょうか。

## ○出町教育指導担当部長

はい。

## ○三町委員

わかりました。

「いじめを認知した学校数、認知件数」の数字を見せていただいて、昨年と比べて今年は小学校で認知件数が大幅に増えているのが特徴的です。その中で、「アンケート調査など学校の取組により発見」がかなり多くあります。これについて、指導課で事前に指導されたとか、昨年の取組の中で強化させたとか、そういうことはありますでしょうか。

## ○小影指導主事

小学校における認知件数が増えたことに関しましては、いじめの認知に基づく確実な認知を行った結果、小学校で大幅に増加いたしました。アンケートに関しましては、継続的な取組の結果、成果が出てきていると考えています。

## ○中村指導主事

アンケートに関しての補足ですが、困っていることを正直にアンケートに書けるように学校がさまざまな工夫をしております。教室内では書きにくいということを考慮して、自宅で書いたものを封筒に入れて、学校に持ってくるようにしている学校もあります。そういった取組もあって、アンケートによる発見が増えていると捉えています。

## ○三町委員

小学校においては、特によく見ていこうと働きかけて、数値が増えたというお話だということ、昨年までの段階では余り見ていないという印象にもなってきます。そういうことがないように毎年しっかりとした形で指導しながら、お願いしたいと思います。

それで、学校訪問等で感じていることは、そんなに深刻ないじめがあるという状況ではないと、学校からのお話や、子どもたちの様子からも感じる場所ですが、少し緩んでいるところがない

か心配しています。

茨城県の取手市のいじめ問題で、あれは教育委員会そのものの認知、いじめ問題に対する認識の大きな違いがあって、教育長が謝罪しなければいけない結果になっているわけです。そういうことは絶対にはないと思いますが、例えば、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」で、3番目の項目が、昨年の小学校12件から今年は19件に増えています。昨年、この内容をしていないというのはおかしいのではと質問したと思います。そうすると、数字が上がってきているので、見ようとする目がどうだったのかという疑問があります。

それから具体的に、学校のいじめ防止基本方針、ホームページ上での公開ですが、実際に私が調べたところ、載っていない学校は2校ありました。それから、平成26年度がスタートだと思えますが、平成26年や平成27年の日付のままの学校が何校かあります。平成29年、本年度改めて毎年チェックしていると感じたのは2校だけだったと思います。学校が基本方針として掲げるものが、改定されていないとするならばないでいいのですが、年度当初にきちんと文書を配付して確認しているはずですが、そうすると、そういうものがホームページに公表しているのは当たり前前のことだと思えます。そういうことを実は数字では書いてあっても、現実と合っていないという問題もあります。それがいけないのではなく、認識が下がっているのではないかと、そういう危険性を感じています。そう考えると、特に指導課のチェックを厳しくしないといけないと思います。このいじめに関しては、本当に細かく指導しながら見ていって、そして、具体的に学校への指導主事の訪問まで指摘してもらいたい、そんな思いを強く感じています。ホームページについても、2年ぐらい前にも言った記憶があります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

### ○古川教育長

今、ご意見等いただきましたが、それに対して何かありますか。

### ○出町教育指導担当部長

基本方針につきましては、年度ごとに教員の異動もございまして、子どもも保護者も変わりますので、ホームページに載せて終わりというような意識を学校が持たないように、あらゆる機会を確認をしていくということは非常に大事なことでと考えております。今後、校長会等も通しまして、改めて指導していきたいと感じております。

### ○三町委員

それに関わることで、平成26年に策定した「小平市のいじめ防止基本方針」の中で、「取組と評価・見直し」というところを見ると、「小平市いじめ問題対策連絡協議会」の意見を聞いて見直すことができる規定で書いてあります。市としてのいじめ問題の対策の見直し、時代が変わってより細かく見ないといけないものが出てきているのかどうかも含めて、市としての方針の見直し、修正等を考えて、一緒に対策がどうかも聞きたいと思ひます。それが出ると、また学校も意識してより変わってくる部分もあるのかと思ひます。

### ○荒木教育施策推進担当課長

国のいじめ防止基本方針が改定されたことに伴って、小平市の基本方針に不備がないかということについては、事務局で確認しております。加わった内容については、LGBTのさまざまな配慮とか、スクールソーシャルワーカーなどを活用したきめ細やかな対応ということであって、小平市の現在の基本方針については、記載されているということを確認しておりますが、連絡協議会の構成委員からのご意見をいただいた上で考えていきたいと思っています。

### ○三町委員

ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

### ○古川教育長

ほかにございますか。

### ○高槻委員

いじめの関連のことですが、報道等を見ていて、最近の事例で先生がいじめをしているということがありました。悲劇的な結果になった場合も、するほうはからかい程度で発言しているが、受ける側は非常に傷つきます。その意識の乖離がかなりあることが悲劇を生んでいるという印象をもちます。あのような報道を聞くたびに、その学校はどうなっているのかと思いますが、恐らくそこでも同じような調査をしていて、大丈夫だと考えて進んできた可能性が十分にあると思います。小平市でも同じことだと思います。常に地雷を踏みそうなりスクを想定しておかないといけないと思います。

三町委員ご指摘のように小学校でいじめが2倍以上になっていると、何かが起きたのだろうと当然考えるわけです。ところが、説明では、質問はこれまでと同じだけれども、回答の方法に工夫をしたということです。しかし、そのことはどこかに書かれていないとわかりません。同じ質問を経年的に調べるといえるのは、5年くらいの長さである一定の傾向が起きていけば、それは注意しないとイケないとか、この問題はだんだんと改善してきたなどと、読めるところに意義があります。質問は同じだけれども、答え方や答えやすさが変わったということになると、質問が変わったと同じような意味になってしまいます。統計のとり方等の問題をどう考えるかというのは、慎重になるべきではないかと思っています。

それから、「いじめの現在の状況」では、小学校で認知件数が247件で、解消しているものは235件です。これも額面どおりにとっていいのかどうか、何をもって解消としているのか。その問題が起きたのはなぜで、解消したのはなぜかということは、この表からは読み取れないわけです。しかし、重要なのはそこで、現場の先生、特に担任の先生が、誰々が誰々にこんなことを言った、こんなことをしたというような実際に何が起きているかを把握して、丁寧に指導することで本当の意味で解決したのか。それとも、先生の前では見つからないようにするようになっ

ただけであるのではまったく違うはずです。そういう難しいことがたくさんあると思います。

最初に言ったように、記録と実際に起きていることの乖離ができるだけないことが大事です。

実際に私は数字を見ながらどういうことが起きているのかといろいろ考えました。「いじめられた児童生徒の相談状況」を見ると、小学校は、「保護者や家族等に相談」という回答と「学級担任に相談」という回答では、「学級担任に相談」が約6倍多いのですが、中学校では3倍弱ぐらいになっています。その辺は小学生と中学生の悩みに対する対応の仕方、反応の仕方が違うというのを読み取れると思います。

それから、「誰にも相談していない」は、中学生になるとぐっと増えます。一方で、「友人に相談」の割合は中学校の方が高く、去年より今年の数が多い。そのことを考えたときに、子どもたちの心の中にある悩みをどう受けとめるかについて、小学生だと先生の対応の仕方が重要だろうということになりますし、中学生になると、単純に先生に相談すれば解決するとは思っていないというようにも読めるわけです。こういう資料から出てくることを、取り返しのつかないような結果にならないためにどう読み取り、どう解消に向けていくというか、その努力をもう少しきめ細かく考えないといけないのではないかと思います。

#### ○古川教育長

まず、1点目、統計のとり方について、もっと慎重にすべきではないかということについて。2点目については、何をもって解消として捉えるのか、それも教職員で共通理解をしっかりとすべきじゃないか、そのことについて何か答え等があれば。

#### ○中村指導主事

まず、1点目の統計のとり方ですが、これは国の方針として、軽微なものも全ていじめとして認知するということが改めて示されました。先ほどお話にありましたが、そもそもいじめるつもりはなかったけれども、相手の受け取り方によって傷つけてしまったという事例が、特に小学校では多々起きていたと思います。そういったことも全ていじめの件数として含めるということをして昨年度、校長や副校長、生活指導主任等に対して周知をいたしました。その関係で、小学校についてはこういった数字になっていると捉えております。

2点目の解消の判断についてですが、これについても、国の方針で改めて示されました。示されたものは主に二つございます。一つが、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為を止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は少なくとも3か月を目安とすること。

そして、被害を受けている児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この二つがクリアした段階で解消とすると示されております。これについても、改めて学校には周知をしました。

#### ○古川教育長

よろしいですか。

#### ○高槻委員

私が聞きたいのは、本当にいじめが起きていることがちゃんと把握できているかということですし、そしていじめ問題が本当に解決できているか、そのために実質的に何ができるかということです。国がこういうことを出しました、それに従っていますというのは、一つの答えだとは思いますが、それが全てではないと思います。

#### ○出町教育指導担当部長

今のお示ししているデータですが、国全体の文科省へ東京都を通して提出するデータでございます。この数値について、もう少しどういった具体的な解決を図っているのかというお話かと思えます。例えば、小学校247件と、ここで数字では247件と出てきますけれども、それ自体は学校に247件のいろいろないじめがあるということになります。そのいじめについては、その前後に何かあるのかということも含め、お子さんの置かれている状態、そういうことも総合的に判断し、それぞれの学校で解決に向けて図っているところでございますし、私どもも学校任せにしているわけではなく、学校から相談を受けることも多々ございますので、学校と一体となって、一人のお子さんのいじめ、これを解消していくというような姿勢で指導課としても取り組んでいるところでございます。

#### ○古川教育長

報告が上がってきたことについては、しっかりと確認をしているということでよろしいですか。

#### ○出町教育指導担当部長

はい。

#### ○山田委員

同じく事務局報告事項（1）平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、質問をさせていただきたいと思えます。

今、出町教育指導担当部長のお話から、学校で起こった問題の中で解決できるものもたくさんあり、そこで解決できなかったものも含めて、特にそういったものが事務局にも多く上がっていて、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」の「いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った」を前年度から比べますと、小学校は5校から18校、中学校は2校から7校となりまして、これをどう見るかというところで、学校の中で対応をしきれないような重大ないじめというものが発生した、大人の先生方の意識がさらに高まって、もっと解決すべく地域の関係機関との連携を図ったことで数値が上がっているのか。どのようなことでこの数値が上がっているのか、まず一つ目の質問です。

二つ目は、同じところで、警察署や児童相談所が必要とされるほどの解決できないいじめというのは、事例としてはどういったものが含まれるのか。例えば、「いじめの現在の状況」で、「左記以外」の小学校の12件、中学校の1件、こういった数値が警察署、児童相談所に挙がっているのか。詳細を教えていただけたらと思います。

### ○中村指導主事

まず、関係機関と連携が増えたというところですが、これに関しては、いじめに限らず不登校の問題に関しましても、関係機関と連携というところは常日ごろ学校に伝えております。事態が重大化したというよりも、その問題をより早期によりよく解決するために関係機関と連携しながら、解決に向けて取り組んでいると我々としては捉えております。その結果、数字が上がっていると認識をしております。

具体的な事例についてですが、今手持ちの資料であるのが、警察や児童相談所ではないのですが、子ども家庭支援センターと連携した事例を、学校から何件か聞き取りをしております。このいじめの問題については、近年多様化する中で、子どものケアだけでなく、家庭や保護者に対してのケアというところも重要な手だてになっておりますので、そういった意味で、外部との連携に関する事例について学校から聞き取りをしています。

### ○山田委員

ありがとうございます。今、ご家庭という話も出てまいりましたが、子どもたちの問題だけではなく、家庭も含めた対応を学校でも対策がされているということ、問題も多様化していることを確認しました。

### ○森井教育長職務代理者

私も感想を含めて幾つか質問させていただきたいと思います。「いじめ発見のきっかけ」で、先ほどからもお話が出ていますが、小学校は、本人や本人以外の児童からの訴えが増えたということは、より意見を吸い上げやすい形で配慮していただいたということはわかりますが、中学校での本人の訴えが減っているのは、細かな配慮が足りなかったからなのか、それとも学年が上がってくるとさまざま悩み事や、いじめに関して人に言いにくいということもあって、本人からの訴えが少ないのかということがまず1点です。

それと、相談する人に関しても、中学生においては、「養護教諭に相談」が多くなっていることから、養護教諭の存在が大きくなっているということがわかります。養護教諭の方も含めた、いじめの対応について何か学校内で取組まれていることがあれば伺いたいと思います。

また、「いじめの態様」の小学生では、「金品をたかられる」、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする」が少し増えてきているのが心配ですが、学校に金品は持ってこないということになっているので、学校外でということなのでしょうか。

「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」で、「PTAなど地域の関係団体等とともに

に、いじめの問題について協議する機会を設けた」ということですが、子どもが地域の人に相談するという機会が現状の中では少ないと思いますので、この協議会では具体的にはどのような取組がされているのかということについて伺いたいと思います。

#### ○小影指導主事

金品の件について、学校外でお金をたかられるということが1件ございました。後は、学校内でございますが、子どもたちが使う文房具が合計14件ございます。上履き等が1件でございます。

#### ○中村指導主事

中学校の「本人からの訴え」が減っているということでご指摘いただきました。小学校については増えてはおりますが、このところがどういう要因でこの数字になっているかというのは、これから分析が必要かと思っております。クラスの中で、訴えにくいという状況があるのであれば、改めて特に中学校に対して助言する必要があると感じております。

そして、「養護教諭に相談」ですが、こちらは、担任の先生だけではなく、信頼できるほかの先生も含めて大人に必ず相談して問題を解決するということは繰り返し伝えておりますので、その結果、誰にも相談していなかった児童・生徒が、話しやすい養護教諭に相談することが増えていと捉えております。

そして、「PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」ですが、これについては、先ほど申し上げた、いじめをきめ細かく認知することも含めて学校がどういう姿勢でいじめを捉えて対応するかという方針については、保護者会等を通じて繰り返し保護者に伝えるということをこちらから働きかけております。その中で、PTAの中でもそういったいじめのことについて、話題として取り上げるということも聞いておりますので、そういったことがここに含まれると考えております。

#### ○古川教育長

PTAとの協議をすとかそういうことについてはどうでしょうか。

#### ○荒木教育施策推進担当課長

例えば、道徳授業地区公開講座でいじめの問題を取り上げて、保護者の方や地域の方にご意見をいただいたという事例が挙がっております。

#### ○古川教育長

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

－なしの声あり－

**○古川教育長**

以上で事務局報告事項を終了いたしますが、事務局報告事項（２）小平市立小学校教科用図書審議委員会報告についてにつきましては、協議を要するために7月31日（月曜日）の午前10時から教育委員会臨時会を開催したいと存じます。

（議案）

**○古川教育長**

次に議案の審議を行います。

議案第19号、小平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について。提案理由の説明をお願いいたします。

**○出町教育指導担当部長**

議案第19号、小平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、5月教育委員会定例会で撤回したものを修正し、提案するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び同法律第47条の6項第1項ただし書きに規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令が施行されました。

これを受け、小平市学校運営協議会規則について、学校運営協議会の設置の努力義務化、小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合、その他教育委員会において二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合等においては、一の協議会を置くことができること、及び学校運営協議会委員に社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者を加えること等、学校運営協議会に関する規定を新たに整備するものでございます。

**○古川教育長**

質疑に移ります。

－なしの声あり－

**○古川教育長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第19号、小平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方はご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時10分まで休憩といたします。

午後2時53分 休憩